

令和7年度から開始

田原市難聴高齢者補聴器購入費助成事業

※市から「助成決定」を受ける前に購入したものは対象外です。

対象者

- ① 市内に住所を有する65歳以上の方
- ② 両耳の聴力レベルが30dB以上で、身体障害者手帳の交付対象とならない方
- ③ 耳鼻咽喉科の医師の診断を受け、補聴器が必要とされた方
- ④ 市民税非課税世帯に属している方
- ⑤ 市税の滞納がない方（同一世帯に属する者を含む）

助成金額

補聴器購入費の2分の1(上限30,000円)

注意事項

- ・助成の対象となるのは補聴器の本体価格です。
(値引きがあった場合は値引き後の価格)
- ・本体価格以外は助成対象外です。
例:修理代、送料、診察料、検査料、文書料等
付属品(電池、充電器及びイヤーマールド等)



※既に本事業または他の公費助成を受け補聴器を購入し、その助成決定から5年を経過していない者は新たな購入のための助成の対象となりませんのでご注意ください。

【受付窓口】

田原市役所 高齢福祉課 高齢福祉係(田原市田原町南番場30番地1)
TEL:(0531)23-4654
受付時間:平日 午前8時30分~午後5時15分

《詳しい流れは裏面をご覧ください》

《手続きの流れ》



① 聞こえ等の相談

耳鼻咽喉科の医師に、補聴器の要否や、本事業の要件を満たしているか等についてご相談ください。

② 申請書類を入手

「田原市難聴高齢者補聴器購入費助成申請書」、「田原市難聴高齢者補聴器購入費助成についての意見書」の様式を、高齢福祉課窓口または市のホームページで入手します。

③ 医療機関を受診

医療機関を受診し、「田原市難聴高齢者補聴器購入費助成についての意見書」を作成してもらいます。

④ 見積書を入手

医師の作成した「田原市難聴高齢者補聴器購入費助成についての意見書」をもとに、補聴器の見積書を販売店等で作成してもらいます。

⑤ 申請書等を提出

以下3点の書類を高齢福祉課へ提出します。

田原市難聴高齢者補聴器購入費助成申請書
田原市難聴高齢者補聴器購入費助成についての意見書
補聴器の見積書(カタログ等を求める場合有)

⑥ 助成の可否

高齢福祉課から申請者に下記の書類が送付されます。

田原市難聴高齢者補聴器購入費助成決定通知書
田原市難聴高齢者補聴器購入助成金請求書

※助成を受けられない場合は「田原市難聴高齢者補聴器購入費却下決定通知書」が届きます。

⑦ 補聴器の購入

「田原市難聴高齢者補聴器購入費助成決定通知書」が届いたら、補聴器を購入します。

※「田原市難聴高齢者補聴器購入費助成決定通知書」が届く前の購入は、助成対象外になりますのでご注意ください。

⑧ 請求書等を提出

購入して概ね1か月以内に、以下の2点の書類を高齢福祉課へ提出します。※3月上旬までにご提出ください。

田原市難聴高齢者補聴器購入助成金請求書
補聴器購入の領収書又は領収書の写し

⑨ 助成金の受取

助成金請求書に記入された振込先口座に振込まれます。